

## 第4回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和7年9月25日（木）

開催場所 菖蒲行政センター4階第一集会室

開会時刻 午後2時00分

閉会時刻 午後2時45分

第4回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨 拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第12号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第10号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第11号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第12号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第14号 時効取得を原因とする所有権移転の通知について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 14名

会長	杉	田	孝	行	君	会長代理	宮	城	与	四郎	君
1番	柴	崎	行	雄	君	3番	池	田	庄	司	君
4番	奈	良	晴	夫	君	5番	原		義	雄	君
6番	岸	田	一	男	君	8番	石	井	幸	宏	君
9番	大	澤	一	樹	君	11番	岡	田		武	君
12番	市	原	功	樹	君	14番	野	村	俊	岳	君
16番	長	谷	川	智	英	17番	野	口	和	幸	君

欠席委員 5名

2番	籠	宮	信	寿	君	7番	青	木		豊	君
10番	高	橋	七	海	君	13番	坂	巻	泰	子	君
15番	早	野	公	夫	君						

推進委員

菖蒲 8 岩 崎 正 君

事務局

副 主 幹 兼 係 長	田	口	一	美	主 任	松	田	知	也
主 任	松	崎	宣	幸					

午後 2時0分

◎開会の宣告

○副主幹兼係長（田口一美君） 皆さん、こんにちは。農業委員会事務局の田口です。本日の総会でございますが、田中事務局長が久喜市議会令和7年9月定例会議の教育環境常任委員会に出席しているため、田中事務局長に代わり、私、田口が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、第4回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆さん、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、2番、籠宮委員、7番、青木委員、10番、高橋委員、13番、坂巻委員、15番、早野委員の5名より欠席のご連絡をいただいております。

初めに、杉田会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（杉田孝行君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（杉田孝行君） 日程3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名させていただきます。まず8番、石井委員さん、9番、大澤委員さん、よろしくお願いします。

◎経過報告

○会長（杉田孝行君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

田口係長、よろしくお願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、前回総会より本総会開始前までの経過について、ご報告をいたします。

総会議案の3ページを御覧ください。初めに、8月29日、菖蒲コミュニティセンター第1集会室において、農業委員及び農地利用最適化推進委員研修会を開催しました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

次に、9月17日、埼玉県農業会議主催による令和7年度第2回市町村農業委員会職員研修会があげのビル及びウェブにおいて開催され、私が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

経過報告につきましては以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま事務局の経過報告の説明がございました。今月の経過報告について何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんのほうから皆さんに周知しておくべき事項がありましたら、ご報告願います。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第9号

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第5、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の5ページを御覧ください。申請書番号252310番、譲受人は菖蒲町小林に本店を置き、農畜産物の生産販売などを行っている法人、譲渡人は菖蒲町小林在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の田2筆、1,318平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻、小麦及び野菜を1万5,360アール耕作しております、取得後につきましては小麦の作付を予定しているということでございます。

以上の案件につきまして、所有農地について全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件や農地所有適格法人要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

岡田委員さん、よろしくお願ひします。

○11番（岡田 武君） 11番、岡田です。9月19日に原委員と現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号252310番、申請地は2か所あります、1か所は、小林小学校より西に200メートルほどの盛土をしたところで、農地の状況は畑で、現在は何も作付していません。もう一か所は、小林小学校より南に100メートルほどの水田地帯の中に位置しております。農地の状況は田で、水稻を耕作中でした。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございました。

ただいまの岡田委員さんからの調査報告についてご質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手をお願いします。

[賛成者挙手（全員）]

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。全員をもって原案どおり可決いたします。

○議案第10号

○会長（杉田孝行君） それでは、議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の7ページを御覧ください。申請書番号251402番、申請者は古久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、古久喜地内の畠1筆、626平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判

明したものでございます。当該申請地については、以前から母屋などの住宅敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号252401番、申請者は菖蒲町小林在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畠1筆、63平米でございます。申請の内容につきましては、農家住宅の敷地拡張による宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。申請人は、既存住宅敷地内にある農業用施設の建て替えを計画しましたが、既存住宅敷地は建築基準法上の接道要件を満たしておらず、建替えができないことが判明しました。そこで、進入路として使用している久喜市所有の法定外道路、いわゆる赤道、約2.7メートルの払下げの手続が完了し、それでも足りない約1.3メートルを農家住宅の敷地とするため、今回の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

野口委員さん、お願いします。

○17番（野口和幸君） 議席番号17番、野口でございます。9月20日の日に市原委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号251402番です。資料は2でございます。申請地は久喜市立北小学校より東に約300メーターの位置にありますて、周囲は、南側は宅地、それ以外は公道となっております。この案件につきましては、用途指定前から住宅敷地として利用されておりまして、今回適法な状態にするための追認案件でございます。周囲には全く影響がないというふうに考えております。

以上です。

○11番（岡田 武君） 11番、岡田です。9月19日に原委員と現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号252401番、申請地は小林小学校より北西に500メートルの集落内に位置しております。周囲は、北側が宅地、東側が畠、南側が宅地、西側が梨畠となっております。倉庫建設に当たり、市道から既存住宅敷地までの2.7メートル幅なので許可が下りなく、4メートル幅に拡張申請です。

以上、この案件について申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断しました。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま野口委員さん、また岡田委員さんから、それぞれの報告について質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手をお願いします。

[賛成者挙手（全員）]

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案どおり可決いたします。

◎議案第11号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の9ページを御覧ください。申請書番号251511番、譲受人はさいたま市西区在住の方、譲渡人は北中曽根在住の方となっております。土地の表示につきましては、北中曽根地内の畠1筆、391平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がりが10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供2人とともにさいたま市内の賃貸住宅で生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の義祖母（義理の祖母）の所有する当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号251512番、譲受人は江面に事務所を置き、社会福祉事業を営む法人、譲渡人は久喜中央3丁目住の方となっております。土地の表示につきましては、江面地内の田1筆、542平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場の敷地拡張のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がりが10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、申請地の隣地で介護施設などを運営しておりますが、デイサービスの利用者など来客者が増加しており、駐車場が満車となる状況が多く、駐車場に車を止められない利用者には時間を変更してお越しいただくなどの問題が発生しております。そこで新たな駐車場の整備について検討したところ、申請地が当該法人理事長の所有地であったことから、駐車場として敷地を拡張することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、10ページを御覧ください。申請書番号252505番、譲受人、譲渡人、いずれも菖蒲町新堀在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町新堀地内の畠1筆、84平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅の敷地拡張のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がりが10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供3人とともに菖蒲町新堀地内に住んでおりますが、乗用車の駐車スペースや農業用資材を置くためのスペースが不足していることから、譲受人の父の所有する当該申請地へ倉庫兼車庫及び来客者用駐車スペースを設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号253507番、譲受人は本庄市に本店を置き、土木並びに建築の請負等を行う法人、譲渡人は高柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、佐間及び高柳地内の畠4筆、1,167平米でございます。申請の内容につきましては、賃借権設定によります資材置場のための雑種地への一時転用で、転用期間は7か月間となっております。農地の区分につきましては、農地の広がりが10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、建設工事を施工するに当たり、当該建設地から近いところで掘削土を一時的に堆積できる土地を探していたところ、土地の所有者から了承が得られたことから今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号254508番、譲受人は東京都千代田区在住の方、譲渡人は西大輪在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、外野地内の田2筆、445平米でございます。申請の内容につきましては、賃借権設定によります駐車場の敷地拡張のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の

広がりが10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断しております。譲受人は、申請地の隣地で耳鼻科の診療所を開業しておりますが、受診者が増加し、駐車場が不足する問題が発生しております。そこで、新たな駐車場の整備について検討したところ、土地の所有者から了承が得られたことから駐車場として敷地を拡張することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上の案件につきまして、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

野口委員さん、お願いします。

○17番（野口和幸君） 17番、野口です。9月20日に現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号251511番です。資料は4でございます。申請地は、NHK菖蒲久喜ラジオ放送所より北に約400メートルの位置にあります。工業団地に隣接した場所でもございます。周囲は、南、西は公道、北、東は宅地です。既にブロック塀に囲まれております。現地は、生活基盤整備も整っております。つまり道路、雨水排水先、下水道、これらが整備済みでございまして、農地転用により周辺に対する影響はないというふうに思います。

続きまして、申請書番号251512番です。資料は5になります。申請地は、久喜総合運動公園より北に約300メートルの位置にありまして、久喜インターの東側になります。周囲は、東側が宅地、北側は一部市道と宅地、西側は市道になっております。こちらにつきましては、職員等の駐車場として利用するということでございまして、被害防除については、周囲にコンクリートブロック2段積みと砂利を敷くという計画になっておりまして、周囲に被害を及ぼすことはないというふうに思われます。

以上でございます。

○11番（岡田 武君） 11番、岡田です。9月19日に原委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号252505番、申請地は菖蒲行政センターより北西に1,000メートルほどの集落内に位置しております。周囲は、北側が畑、東側が市道を挟んで宅地、南側は宅地、西側が畑になっております。被害防除については、周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっております。また、排水については、東側道路側溝に接続する計画となっており、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

以上、この案件については、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断しました。

以上でございます。

○会長（杉田孝行君） 池田委員さん、お願いします。

○3番（池田庄司君） 3番、池田でございます。9月20日に現地調査を行いましたので、ご報告をさせていただきます。

申請書番号253507、総会資料の7を御覧をいただきたいと思います。申請地につきましては、久喜市立の栗橋西小学校から北西に600メートルほどの集落に位置をしております。御覧いただいております資料の中心部に交差点があるかと思うのですが、県道阿佐間・幸手線と125号線が交差する佐間西交差点がございます。この交差点から東に300メートルほどで西小学校がございます。申請地の状況は、畑で休耕地でございますが、ネギと豆が一列ほど作付をされておりまして、保全管理をされておりました。周囲は、北側が用悪水路、東側が住宅と一部畑、南側が道路で市道でございます。西側が現況道路となっております。被害防除につきましては、申請地内に境界線から1メートルほどの

平場を設けまして、短管パイプとメッシュシートで仮囲いをする計画となっておりまして、作業場内の視認性が確保されております。近傍の建設工事の発生土等の仮置場としての目的でございまして、予定される発生土の量と面積を勘査して、高さにつきましては2メートル以下に抑えられるものと思われます。特に農地に接する箇所につきましては、波板を設置しまして、土砂の流出を防止する計画となっております。資材置場としての一時転用でございまして、汚水や雑排水の利用がないことから、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

以上、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断をいたしました。

野村委員さん、お願いします。

○14番（野村俊岳君） 14番、野村でございます。資料の8を御覧ください。9月20日に現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号254508番、申請地は桜田4丁目集会所から南東へ200メートルほどの集落内に位置しております。今回の申請者の方の病院の目の前です。周囲は、北側が宅地、東側が既存駐車場、南側が宅地、西側が市道となっております。被害防除については、隣接する宅地との境界に既にコンクリートブロック基礎の柵が設置されています。雨水、排水については、駐車場前提ですので、敷地内浸透です。農地に隣接しておらず、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございました。ただいま野口委員さん、また、岡田委員さん、池田委員さん、野村委員さんから調査の報告について質問をお受けいたします。

岸田委員さん。

○6番（岸田一男君） 北中曾根の自己用住宅の関係ですけれども、汚水、排水処理について話がありませんでしたが、どのような処理方法になっているか教えていただけますか。

以上です。

○主任（松崎宣幸君） こちらは集落排水本管が西側に通っておりますので、そちらに接続する予定となっております。

○6番（岸田一男君） ありがとうございました。

○会長（杉田孝行君） よろしいでしょうか。

○6番（岸田一男君） はい。

○会長（杉田孝行君） ほかにございますか。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入れます。

それでは、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案について賛成の農業委員の挙手を願います。

[賛成者挙手（全員）]

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎議案第12号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第12号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について上程いたします。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第12号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、議案書の12ページを御覧ください。

初めに、久喜9番、設定を受ける農地は上清久地内の田5筆、3,603平米でございまして、上清久在住の方となっております。設定する権利は使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

続きまして、菖蒲16番、12ページから13ページを御覧ください。設定を受ける農地は、菖蒲町菖蒲地内の畠27筆、1万2,759平米でございまして、菖蒲町小林に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、普通畠利用6年間、賃借料は反当たり3,000円となっております。

続きまして、菖蒲17番、14ページを御覧ください。設定を受ける農地は、菖蒲町菖蒲地内の田1筆、727平米でございまして、菖蒲町菖蒲在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

続きまして、菖蒲18番、設定を受ける農地は、菖蒲町柴山枝郷地内の田1筆、991平米でございまして、菖蒲町柴山枝郷在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

続きまして、菖蒲19番、設定を受ける農地は、菖蒲町柴山枝郷地内の田2筆、660平米でございまして、菖蒲町柴山枝郷在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

続きまして、栗橋3番、設定を受ける農地は、佐間地内の畠2筆、2,995平米でございまして、加須市に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、普通畠利用10年間、賃借料は反当たり1万5,000円となっております。

最後に、栗橋4番、設定を受ける農地は、間鎌及び佐間地内の田2筆、1,243平米でございまして、間鎌在住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権ほかの設定、水田利用6年間、賃借料は反当たり5,000円となっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の案について説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。

池田委員さん。

○3番（池田庄司君） 栗橋の3番なのですが、設定を受ける方が加須市の方で、耕作地等の面積がゼロなのです。全く農業経験がないのだろうというふうに思うのですが、この普通畠の利用計画というのは、どういうものをどの程度作付をして、今後どうするのかというようなところをちょっとご説明いただければと思います。

○会長（杉田孝行君） 事務局、お願ひします。

○主任（松田知也君） こちらの加須市の法人さんなのですけれども、まず、流れとしましては、今年（令和7年）6月に農地改良で農地転用の許可を取っているところでございまして、その際にも内容としては、今後、芝を育てていきたいということでお話を伺っております。農地改良も11月の末に終わる予定でして、そこから12月1日から、この農地利用集積で賃貸借を結んで芝を作っていて、この会社が川岸の工事とかやって、その川岸の工事の後に芝を植えるのですけれども、今まで外部から仕入れていた芝を張っていたのですけれども、今後は自社で育てた芝を使ってやっていきたいというようなことでお話を伺っております。

○3番（池田庄司君） はい、分かりました。

○会長（杉田孝行君） よろしいでしょうか。

○3番（池田庄司君） はい。

○会長（杉田孝行君） ほかにございますか。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第12号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

[賛成者挙手（全員）]

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎報告事項

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） 初めに、議案書の16ページを御覧ください。農地法第4条の届出でございます。今月は1件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、18ページから21ページを御覧ください。農地法第5条の届出でございます。今月は、11件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、23ページから26ページを御覧ください。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は8件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、28ページから30ページを御覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は9件の合意解約に係る通知が提出されております。

最後に、32ページを御覧ください。時効取得を原因とする所有権移転の通知についてでございます。時効取得による所有権移転登記に関する通知が法務局から2件届けられております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。何かご質問ありましたら、お受けしたいと思います。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第8、協議事項に入ります。

ただいま今月の認定農業者の認定に関しての意見照会が2件ありました。

それでは、事務局から照会事項等について、その内容説明を求めます。

田口係長、よろしくお願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） 認定農業者を認定するに当たりましては、農業経営者から市に対して農業経営改善計画が提出されます。こちらを判断するに当たりまして、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会の意見を求められているものでございまして、今月は2件の申請が提出されております。

それでは、総会資料と一緒に配付させていただきましたA4コピーのもので、表側に農業経営改善計画の認定に係る意見についてと書かれておりますものが2点ございますが、右肩に数字の1と書かれているものを御覧ください。

申請者は、北青柳に事業所を置く法人で、現在の作付面積は150アール、今後は作付面積を拡大し、1万アールまで拡大する計画です。目標とする営農類型は稲作の主穀単一経営でございます。申請者は、医療機関の清掃業務等を行っている事業者で、今年から農業分野に参入した新規就農者でございます。現在ローンを活用した米の直営、直まきですね、肥料、農薬等の散布を行っており、今後は特別支援学校と連携し、同校の卒業生を採用した人材確保、乾田方式による時間等々の抑制、圃場の拡大、制度資金等を活用した設備投資等を計画しております。新規の認定となりますが、特別支援学校卒業生の就労に貢献したいという考えを持ち、ローンを駆使して耕作されていない農地を積極的に利用するなど地元への貢献度が高く、来年度には市外にも作付を計画し、農地拡大、作業の効率化等が期待できることから、認定について支障ないものと考えております。

続きまして、右肩に数字の2と書かれているものを御覧ください。申請者は、加須市在住の方で、現在の作付面積は2,000アール、今後は作付面積を拡大し、3,000アールまで拡大する計画です。目標とする営農類型は、稲作、麦類作の主穀複合経営でございます。申請者は久喜市だけでなく、他市でも耕作していることから県で認定することとなり、協議の依頼があったものでございます。既に認定農業者の認定を受けている方で、今回は再認定となります。経営も安定しており、ローンを活用するなど経営の効率化が期待されることから認定について支障ないものと考えております。

説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございました。

ただいま説明がありました。何かご質問がございましたらお受けいたします。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、今回提出された2件の農業経営改善計画につきましては、今後経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれることから、支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手（全員）]

○会長（杉田孝行君） 全員をもって支障なしの意見として決定したいと思います。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第9、農政問題に入ります。

今回は、農業振興センターのほうからカムムシについての今後の水田管理ということで資料をいただいておりますので、参考にしていただければと思いますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

皆さんのほうから農政問題について何かございますか。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 2時45分

○会長（杉田孝行君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和7年9月25日

久喜市農業委員会会長 杉 田 孝 行

署 名 委 員 石 井 幸 宏

署 名 委 員 大 澤 一 樹